



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

987	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	1
988	木材業者等の登録	(林業振興課).....	1
989	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
990	道路の区域変更	(").....	4
991	道路の供用開始	(").....	4
*992	和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料	(教育委員会).....	5

○ 選挙管理委員会告示

57	政治団体の届出事項の異動の届出	6
58	資金管理団体の指定の取消しの届出	7
59	政治団体の解散の届出	7
60	政治団体の設立の届出	8

○ 公告

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集(健康推進課)..... 8

○ 監査公表

監査公表第18号 11

告 示

和歌山県告示第987号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成31年2月24日(日)	那智勝浦町体育文化会館(東牟婁郡那智勝浦町天満441-8)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第988号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
1001		1001	平成 30.7.1	和歌山市湊通丁南四丁 目18番地	和歌山県森林組合連合会 代表理事 眞砂佳明	木材・チッ プ	御坊市塩屋町北塩屋28 0番地の1
	1001		平成 30.7.1	和歌山市湊御殿一丁目 1	宮坂木材産業株式会社 代表取締役 宮坂雅博	製材	和歌山市湊御殿一丁目 1
1002			平成 30.7.1	和歌山市園部1189番地 の10	工匠木材店 小野正照	木材	和歌山市園部1189番地 の10
1003			平成 30.7.1	海草郡紀美野町安井13 7	中前木材 中前吉永	木材	海草郡紀美野町安井13 7
2001			平成 30.7.1	橋本市東家二丁目3番2 2号	池田清吉建具 池田秀孝	木材	橋本市東家二丁目3番2 2号
	2001		平成 30.7.1	伊都郡かつらぎ町広口 657番地	中辻製材所 中辻秀敏	製材	伊都郡かつらぎ町広口 657番地
2002			平成 30.7.1	伊都郡高野町上筒香21	有限会社久保コーポレー ション 久保博志	木材	伊都郡高野町上筒香21
		2001	平成 30.7.1	伊都郡かつらぎ町笠田 東586	青山チップ 青山豊司	チップ	伊都郡かつらぎ町笠田 東586
4001	4001		平成 30.7.1	有田郡有田川町天満72 6	天満木材 高垣充益	木材・製材	有田郡有田川町天満72 6
	4002		平成 30.7.1	有田郡有田川町庄491	中製材所 中裕紀	製材	有田郡有田川町庄491
4002			平成 30.7.1	有田郡広川町下津木93 6番地の1	広川町森林組合 代表理事組合長 沖久雄	木材	有田郡広川町下津木93 6番地の1
5001	5001	5001	平成 30.7.1	御坊市塩屋町北塩屋67 6-51	株式会社竹中商店 代表取締役 竹中香哉子	木材・製材 ・チップ	御坊市塩屋町北塩屋67 6-51 田辺市中辺路町水上41 5-8 日高郡美浜町和田101- 1
5002			平成 30.7.1	日高郡みなべ町東岩代 577番地	あらほり木材 荒堀和雄	木材	日高郡みなべ町東岩代 577番地
	5002		平成 30.7.1	日高郡美浜町和田2235 -2	株式会社丸紀 代表取締役 山田裕明	製材	大阪府吹田市江の木町 12番5号 大阪戸上ビ ル2F 東京都江東区東雲一丁 目9-19-807 東雲キャ ナルコート 日高郡美浜町和田2235 -2

6002	6001	6001	平成 30.7.1	西牟婁郡上富田町岡2 番地	株式会社伸栄木材 代表取締役 栗栖万博	木材・製材 ・チップ	西牟婁郡上富田町岡2 番地
6003			平成 30.7.1	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1	大辺路森林組合 代表理事組合長 福山征 兒	木材	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1
6004			平成 30.7.1	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地	千賀林業 千賀征夫	木材	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地
6005			平成 30.7.1	田辺市新庄町1825-1	堀尾木材店 堀尾修三	木材	田辺市新庄町1825-1
6006			平成 30.7.1	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4	谷本林業 谷本幸三	木材	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4
6007			平成 30.7.1	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6	志波木材 志波秀夫	木材	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6
6008			平成 30.7.1	田辺市東山二丁目18番 15号	株式会社奥平林業 代表取締役 奥平利夫	木材	田辺市東山二丁目18番 15号
6009	6002		平成 30.7.1	田辺市神子浜一丁目17 番2号	株式会社寛座製材所 代表取締役 寛座健二	木材・製材	田辺市神子浜一丁目17 番2号
6010	6003		平成 30.7.1	田辺市本町18	杉本製材 杉本安弘	木材・製材	田辺市本町18
7001			平成 30.7.1	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地	北山村森林組合 代表理事組合長 久保治	木材	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地
7002			平成 30.7.1	新宮市船町一丁目1-15	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博	木材	新宮市船町一丁目1-15
7003			平成 30.7.1	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地	株式会社紀州熊野木材 代表取締役 瀧岡俊太	木材	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地
7004			平成 30.7.1	新宮市熊野川町赤木46 5	上浦林業 上浦密三太	木材	新宮市熊野川町赤木46 5
7005			平成 30.7.1	新宮市熊野川町宮井37 4	峯園木材 峯園寛一	木材	新宮市熊野川町宮井37 4
7006			平成 30.7.1	三重県尾鷲市瀬木山町 8番1号	株式会社濱周商事 代表取締役 濱田和正	木材	新宮市あけぼの4-13
	7001		平成 30.7.1	新宮市熊野地一丁目12 -10	吉田製材所 吉田一茂	製材	新宮市熊野地一丁目12 -10 三重県南牟婁郡紀宝町 鮎田1148
	7002		平成 30.7.1	新宮市新宮3459-1	榎本製材所 榎本多孝	製材	新宮市新宮3459-1
	7003		平成 30.7.1	東牟婁郡古座川町池野 山169-2	有限会社池田製材所 取締役 久保明	製材	東牟婁郡古座川町池野 山広平1202

7004	平成 30.7.1	新宮市あけぼの6番7号	新宮木造住宅協同組合 理事長 速水洋平	製材	新宮市あけぼの6番7号
------	--------------	-------------	------------------------	----	-------------

和歌山県告示第989号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市磯の浦字日野口188番3地先から同市本脇字家ノ越646番2地先まで

供用開始の期日 平成30年8月31日

和歌山県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山港北島線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市松江字向鶴ノ島1469番12地先から同市北島字新畑558番3地先まで	旧	8.14 } 14.80	1,470.50	新和歌浦梅原線との重複区間 L=195.00
和歌山市松江字向鶴ノ島1469番12地先から同市北島字新畑558番1地先まで	新	7.75 } 35.05	1,946.90	和歌山阪南線との重複区間 L=568.00

和歌山県告示第991号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山港北島線

供用開始の区間 和歌山市湊字中洲坪1696番1地先から同市北島字新畑558番1地先まで

供用開始の期日 平成30年8月31日

和歌山県告示第992号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第22項第2号の規定により、和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料を次のように定め、平成30年9月1日から適用する。

なお、平成26年和歌山県告示第305号(和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料)は、平成30年8月31日限り廃止する。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料

種別	設備の名称		単位	使用料 (1日につき)円	
メディア・アート・ホール	舞台	グランドピアノ(スタインウェイ D-274)	1台	10,900	
		グランドピアノ(スタインウェイ M-170)	1台	5,760	
		演壇	1卓	320	
		花台	1個	100	
		セリ	1基	320	
	AV設備	LDプレイヤー	1台	1,460	
		16ミリ映写機	1台	1,790	
		35ミリスライド映写機	1台	1,460	
		液晶プロジェクター	1台	1,460	
		DVDプレイヤー	1台	1,460	
		スクリーン	1面	730	
		操作卓(調整室)	1式	2,620	
		カセットテープレコーダー	1台	1,370	
		オープンリールテープレコーダー	1台	1,370	
		DATレコーダー	1台	1,790	
		CDプレイヤー	1台	1,370	
		MDプレイヤー	1台	1,370	
		オーディオミキサー	1台	1,370	
		エコーマシン	1台	1,370	
		デジタルマルチプロセッサ	1台	1,790	
		グラフィックイコライザー	1台	630	
		マイクロフォン	1台	320	
		ワイヤレスマイク	1台	730	
		マイクスタンド	1台	320	
		はね返りスピーカー	1台	420	
		照明設備	Aセット(演劇等)	1式	10,480
			Bセット(ピアノ発表会等)	1式	7,870
			Cセット(講演会等)	1式	5,240
			サスペンションライト	スポットライト(1KW)	1台
スポットライト(500W)	1台			210	
パーライト(500W)	1台	210			

	ハロゲンスポットライト(1KW)	1台	1,370
	センターピンスポットライト(700W)	1台	1,370
	アッパーホリゾントライト	1回路	270
	ローアホリゾントライト	1回路	210
	エフェクトスポットライト(1KW)	1台	420
	スパイラルマシン(ミラーボール)	1台	420
	ディスクマシン	1台	420
	フリッカーマシン	1台	420
	プリズムマシン	1台	420
	カッターマシン	1台	420
講義・ 研修室	16ミリ映写機	1台	1,790
	8ミリVTR	1台	1,460
	35ミリスライド映写機(スライドプロジェクター)	1台	1,460
	ビデオプロジェクター	1台	1,460
	OHP	1台	630
	データビューア(立体OHP)	1台	630
	S-VHS、VTR	1台	1,460
	LDプレイヤー	1台	1,460
	カセットテープレコーダー	1台	1,370
	マイクロフォン	1台	320
	ワイヤレスマイク	1台	730
	マイクスタンド	1台	320
	操作卓	1台	1,050
控室	控室1	1室	2,100
	控室2		

備考 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県田辺市第一支部	久保隆一	代表者	久保隆一	泉正徳	平成30.5.23
日本維新の会和歌山県総支部	馬場伸幸	会計責任者	黒原章至	林隆一	平成30.8.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いずみ正徳後援会	久保隆一	代表者	久保隆一	泉正徳	平成 30.5.23
くるめ啓史後援会	三村康雄	会計責任者	熊代夏樹	仲とも子	平成 30.7.1
世耕弘成金屋後援会	間佐古将行	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町中峯165番地	有田郡有田川町金屋66-4	平成 30.7.25
		代表者	間佐古将行	庄田拓裕	平成 30.7.25
		会計責任者	吉川博勝	榎下昭和	平成 30.7.25
にさか吉伸御坊市後援会	吉田擴	会計責任者	中村良美	井上和雄	平成 30.7.30
尾花まさひろ後援会	尾花正啓	主たる事務所の所在地	和歌山市五番丁21番地 五番丁ビル2F	和歌山市四番丁28番地	平成 30.8.1

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
泉正徳	いずみ正徳後援会	平成 30.5.23

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党和歌山県衆議院第1選挙区支部	岸本周平	平成 30.5.7
自由民主党和歌山県田辺市第一支部	久保隆一	平成 30.7.22

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
吉田かつみを応援する会	吉田学	平成 30.7.1
泉風会	久保隆一	平成 30.7.1
いずみ正徳後援会	久保隆一	平成 30.7.22

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党田辺市支部	大沢広太郎	松本純一	田辺市文里二丁目 32-1	○	平成 30.7.25

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中庄谷孝次郎後援会	中庄谷孝次郎	中庄谷孝次郎	和歌山市福島464-3 ロマネコンティⅡ 203号室	平成 30.7.18
石井ひろむと有田市の向上を目指す会	石井大夢	福元文哉	有田市山地 111-1	平成 30.8.3

公 告

公 告

県が設置する和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

(3) 規模等

延床面積 268.68㎡
待合いコーナー 24.12㎡
受付・医局・安静室 60.54㎡
麻酔室 33.17㎡
診察室等 88.55㎡
研修室・倉庫 62.30㎡

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総

額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成30年8月31日（金）から同年9月13日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成30年9月14日（金）午後1時30分

イ 場所 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター 研修室
和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配付期間 (1) アに同じ。

(イ) 配付場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成30年9月18日（火）から同月28日（金）まで

イ 回答日 平成30年10月1日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年10月2日（火）から同月16日（火）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2656

ファクシミリ番号 073-428-2325

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成30年7月25日及び同月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月31日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	平成30年7月25日
和歌山県消防学校	平成30年7月26日
和歌山県立文書館	〃
和歌山県環境衛生研究センター	〃
和歌山県消費生活センター	〃
和歌山県男女共同参画センター	〃
和歌山県動物愛護センター	〃
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	〃
和歌山県立図書館	〃
和歌山県立近代美術館	〃
和歌山県立博物館	〃
和歌山県立紀伊風土記の丘	〃
和歌山県立自然博物館	〃

和歌山県立向陽高等学校・中学校	〃
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	〃
和歌山県立星林高等学校	〃
和歌山県立和歌山北高等学校	〃
和歌山県立和歌山東高等学校	〃
和歌山県立和歌山高等学校	〃
和歌山県立和歌山工業高等学校	〃
和歌山県立和歌山商業高等学校	〃
和歌山県立海南高等学校	〃
和歌山県立きのくに青雲高等学校	〃
和歌山県立和歌山盲学校	〃
和歌山県立和歌山ろう学校	〃
和歌山県立紀北支援学校	〃
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〃
和歌山県立和歌山さくら支援学校	〃
和歌山県和歌山東警察署	〃
和歌山県和歌山西警察署	〃
和歌山県和歌山北警察署	〃
和歌山県海南警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 海草振興局健康福祉部

(ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約202万円となっており、前年度に比し約17万円減少している。

今後も、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 海草振興局農林水産振興部

建設工事請負契約において、契約保証措置として受注者から公共工事履行保証証券を受領していたが、工期延長に応じた保証期間の変更手続きがなされていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 海草振興局建設部

(ア) 物品調達台帳で決裁されていないものがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 土木使用料等の収入未済額は、平成29年度末で約24万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(ウ) 土木使用料について、督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 証紙売りさばき代金（現金）の取扱いについて、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 建物基礎撤去等に係る収集・運搬及び処分業務において、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。

(カ) 火災保険料の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

(キ) 建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県消防学校

警備業務の委託契約に係る決裁において、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県動物愛護センター

公有財産台帳に登載されていない附属物があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立図書館

(ア) 複写料金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産使用料の督促において、未納金額を誤っていたため、適正に処理されたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 入札参加資格の事前審査において、実績要件を満たしているか確認するために、「和歌山県役務提供等実績認定審査会」の審査を受ける必要がある案件であるにもかかわらず、当該審査会の審査を受けていなかったため、適正に処理されたい。

(オ) 契約保証金の受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立近代美術館

行政財産使用料に係る延滞金について、過納金の処理がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立自然博物館

早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立星林高等学校

自家用電気工作物の点検で不適合箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立和歌山東高等学校

契約保証金の受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

サ 和歌山県立和歌山工業高等学校

旅行命令簿について、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず、早朝出発夜間帰着の日当加算の支払を行っていたため、適正に処理されたい。

シ 和歌山県立和歌山ろう学校

外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立和歌山さくら支援学校

昇降機保守点検業務について、業務委託契約に係る仕様書に定める点検回数及び点検項目の記載に不備があったため、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

海草振興局建設部

平成29年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については4件が未処理となっているため、適正な管理とともに処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。